

令和5年度 放課後ルーム申込のご案内

放 課 後 ル ー ム は

保護者が働いていたり、病気で入院している等のために、放課後、家庭で子どもだけになってしまう小学生に遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図ります。

開所時間・休所日

- ◆開所時間 … 授業がある月～金曜日 下校時～午後7時
学校が休みの日 午前8時～午後7時（土曜日や夏休み等の長期休業期間）
- ◆休所日 … 日曜日、国民の祝日による休日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。
また、災害、台風、学校事情、その他の理由により、お休みとなる場合もあります。

入 所 期 間

放課後ルームの入所は、毎月1日からとなります。
入所期間は、入所を許可された日から令和6年3月31日までとなります。
令和6年4月以降も放課後ルームの利用を希望される場合は、新たに申請が必要となります。

対 象 児 童

入所希望月の1日の時点で船橋市に住民登録がある小学生で、保護者が以下のような理由により、放課後家庭で子どもだけになってしまう児童が対象となります。

1. 就労のため（終業時間が午後2時を超える日が、月～土のうち週3日以上、または日曜を除き月12日以上あること。（※午後2時ちょうどに終業する場合は要件に該当しません）
2. 出産のため（出産月をはさんで前後2か月間）
3. 病気、ケガ（在宅療養も含まれます）、または、家族の介護のため
4. 就学のため（就労と同等の日数、時間があること）

◆入所希望月の1日の時点で、65歳未満の祖父母と同居（同一住所内別棟、生計が別の場合も含まれます）の場合には、保護者と同様に理由がないと入所の対象となりません。（就労証明書、医師の診断書等を提出していただきます）

申 請 方 法

◆郵送申請

【宛先】〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所 地域子育て支援課

※入所申請書類の到着の有無について、地域子育て支援課からはご連絡いたしかねます。

ご不安な場合は、記録の残る郵便でご提出いただくか、お電話にてご確認ください。

◆オンライン申込 市ホームページで【放課後ルーム】と検索ください。

◆船橋市役所3階 地域子育て支援課へ持参（平日の午前9時～午後5時）

※船橋駅前総合窓口センター（FACEビル5階）では申請受付を行っておりませんのでご注意ください。

右コードからも
申込できます



申 請 締 切

- ◆入所希望月の前月の20日（必着）まで。
- ◆障害をお持ちの児童は、入所希望月の前々月の20日（必着）まで。（詳細は以下参照）
※20日が土・日・祝日にあたる場合は翌日等。
※令和6年4月の入所を希望される場合は、申請締切が異なります。

障害をお持ちの児童または発達・発育にご心配のある児童について

障害をお持ちの児童または発達・発育にご心配のある児童は、入所に際して、事前に面接及び体験入所を実施し、支援の要不要を判断させていただきます。

ご申請をされる際は、事前に地域子育て支援課までお電話で面接の予約をしていただいたうえで、申請締切日までに、お子様を連れて地域子育て支援課の窓口までお越しください。

※放課後ルームは、療育機関としての機能は備えておりません。

※放課後ルーム入所後に心身の障害等が見つかった場合には、改めて面接・体験入所を経て、支援の要不要を判断させていただきます。

必要書類

- ◆船橋市放課後ルーム入所申請書
- ◆放課後ルーム入所児童状況調査票（黄色の紙）
- ◆放課後、家庭で子どもだけになってしまうことを確認する下記の書類のうち該当するもの（父母ともに必要）（きょうだいで申請の場合、申請人数分必要。ただし、2人目以降はコピーでも可）

必要書類（父母ともに必要）	1	①就労（②～③以外）	「就労証明書」
		②就労（採用予定）	「就労証明書（採用予定）」
		③就労（就労証明書に記載の代表者が保護者本人の場合） ※自営業、代表取締役等	「就労証明書」及び「確定申告書（または源泉徴収票）の写し」 ※直近で起業し確定申告が出来ない場合→「営業許可証・受注伝票」の写し等、仕事の内容がわかるもの
	2	出産予定	「母子手帳」 ※出産予定日の記載がある部分の写し
	3	病気や介護	「医師の診断書」「身体障害者手帳」等、児童の監護が難しいと証明する物
4	就学	「在学証明書」または「学生証」の写しと「時間割」	

状況によりその他必要な書類をご提出していただく場合がございます。

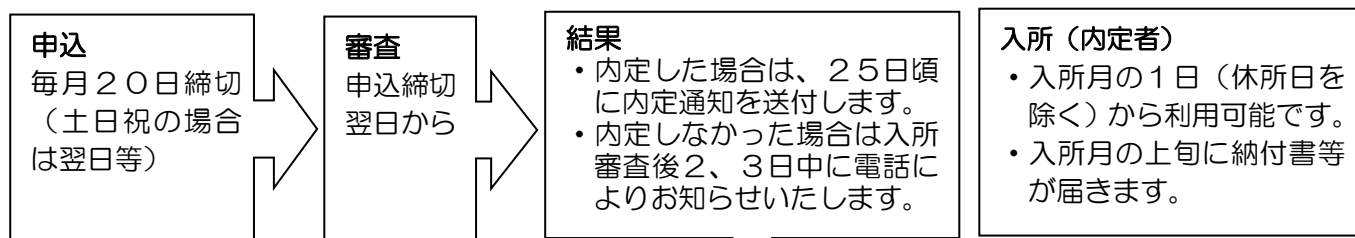
入所の決定について

入所はお申し込み順ではなく、ご提出いただいた入所要件確認のための必要書類（就労証明書等）に基づき、保護者の就労状況等を審査のうえ決定します。申請締切日までに必要書類をご提出されない場合、入所審査ができないため、入所希望月にご入所いただけない場合がございます。

また、申請数が定員を超えた場合は、必要書類が揃っていてもご入所いただけない場合がございますので、ご注意ください。

審査の結果、ご入所いただける場合は、入所希望月の前月の25日頃に内定通知を送付します。

入所までの流れ



<内定した場合>

入所説明会があります。

各放課後ルームにお電話していただき、日程を確認してください。

<内定しなかった場合>

内定しなかった場合の結果連絡は最初の1回目のみです。

その後は、提出された申請書をお預かりして、ご希望いただいた放課後ルームに空きがあった場合に、改めて審査をし、入所できる場合のみご連絡させていただきます。

申請書の取り扱いは令和6年3月入所まで有効とさせていただきます。

※入所内定後、申請を取り下げの場合は、入所する月の前月末日までに地域子育て支援課までご連絡ください。取下げのご連絡がない場合はそのまま入所が決定し、児童育成料が発生します。

児童育成料について

- 1 児童育成料（利用料）は月額10,000円です。（おやつ代含む） ※減免制度あり
- 2 児童育成料の納付は、口座振替でお願いいたします。
「口座振替依頼書」が届きましたらお早めに手続きをお願いいたします。
《口座振替について》
 - i. 市内に本・支店を置く金融機関（ゆうちょ銀行を含む）がご利用できます。
※三井住友信託銀行を除く。
 - ii. 口座振替の申込みから手続き完了まで2か月程度かかります。
 - iii. 手続き完了後「口座振替納付のお知らせ」を送付いたしますので、口座振替の開始月をご確認ください。
 - iv. 開始月までの間は、「納付書」により、納付書裏面に記載されている金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。納付書は、入所許可通知書とともに送付いたします。
- 3 児童育成料の納付期日は利用した月の月末（12月は25日）であり、それが土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日となります。口座振替の引落日も同様です。

令和5年度 児童育成料 納付期日予定 及び 口座振替引落日予定

入所月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
納付期日 口座引落日	5/1	5/31	6/30	7/31	8/31	10/2

入所月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付期日 口座引落日	10/31	11/30	12/25	1/31	2/29	4/1

- 4 児童育成料を納付期日までに納付されなかった場合、延滞金が賦課されますので、ご注意ください。

おやつについて

放課後ルームではおやつを提供があります。全放課後ルーム統一メニューとなります。アレルギーのあるお子様向けに、特定原材料7品目を除外した専用メニューも別途準備がございます。また、特別な事情がある場合、おやつ提供を受けず、持参することもできます。
いずれも希望する月の前月の20日（土・日・祝日に当たる場合は翌日等）までに届け出が必要となります。詳しくは地域子育て支援課までお問い合わせください。
おやつを提供を受けない場合、おやつ代相当額（2,000円）を利用料から差し引きます。

児童育成料の減免申請について

児童育成料は、所得の状況やきょうだいが同時に入所する等の理由により、減免になる場合があります。また、令和5年度放課後ルーム入所申請分より、児童育成料の減免基準が年少扶養控除等のみなし適用の廃止に伴い変更となっております。詳しくは、別紙（緑色の紙）「児童育成料の減免について」をご参照ください。なお、減免を申請する場合は以下の点にご注意ください。

- ① 利用希望月の前月末日までに、減免に必要な書類全てを地域子育て支援課に必着で提出してください。
- ② 書類の不備や提出が遅れた場合、書類が全て揃うまでは減免非該当となります。令和5年度中に書類が揃った場合のみ、入所月に遡って減免を判定いたします。
- ③ 書類が提出されているかどうかの確認について、不安のある場合はお問い合わせください。
市からのご連絡はいたしかねますのでご注意ください。

【ご注意】船橋市債権管理条例第7条（延滞金）の規定により、平成25年4月1日以降に発生する児童育成料について、納付期限までに納付されなかった場合、延滞金が課されます。
また納付されない状況が続いた場合、裁判所へ民事訴訟や支払督促を行う場合がございます。

その他

1 育児休業中または求職中の申請について

育児休業中や求職中であっても入所申請は可能です。ただし、他の理由での申請の方が優先となるため、定員に空きがない場合、ご入所いただけません。

育児休業中の場合は、申請時に「育児休業期間が記載された就労証明書」の提出が必要となります。求職中の場合は、入所した月の20日までに「採用後の就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、入所要件の確認ができないものとして退所となりますので、ご注意ください。

2 申請時に船橋市に住民登録がない場合について

入所を希望する月の1日までに船橋市に住民登録をするのであれば、事前に申請は可能です。

3 入所可否の決定等について

入所審査は「船橋市放課後ルーム条例施行規則」第7条第1項及び「船橋市放課後ルーム条例施行規則の運用に関する要綱」第3条に規定する審査基準に基づき行います。規則、要綱は市ホームページ (<https://www.city.funabashi.lg.jp/>) で「放課後ルーム 規則」または「放課後ルーム 要綱」と検索していただくか、地域子育て支援課までお問い合わせください。

4 対象の学年について

小学1～6年生を対象として運営しております。ただし、定員を超えて申請があった場合は、上記3の審査基準に基づき入所者を決定しますので、申請された方が必ず入所できるとは限りません。また、定員を超え、その2割増の人数までは、小学1～3年生を優先にお受けいたします。

5 春休み、夏休み、冬休み のみの入所について

学校休業期間中は入所要件のうち保護者の終業時間が午後2時より前でも、申請をお受けしております。ただし、入所状況により申請されてもご入所いただけない場合がございますのでご注意ください。また、入所は月単位になります。入所申請は、入所を希望する月の前月の20日（土・日・祝日に当たる場合は翌日等）が締切となります。

※令和6年4月の入所を希望される場合は、申請締切が異なります。詳しくはお問合せください。

6 入所要件に変更があった場合について

入所後、転居・転校・家族状況・保護者の仕事等に変更があった場合は、変更届や就労証明書等が必要となりますので、速やかに地域子育て支援課までご連絡ください。

7 退所について

放課後ルームを退所する場合は、退所しようとする月の20日（土・日・祝日に当たる場合は翌日等）までに退所届を放課後ルームまたは地域子育て支援課に提出してください（児童育成料はご利用の有無に係らず、在籍した月の分までかかります）。提出されない場合は、翌月の児童育成料を納入していただくこととなりますので、ご注意ください。

8 入所の取り消しについて

以下に該当する場合は入所の許可を取り消します。

- ①就労等の入所要件に該当しなくなったとき
- ②児童育成料を正当な理由なく滞納したとき
- ③児童が集団生活に適さないと市長が判断したとき

その他ご不明な点につきましては、地域子育て支援課までお問い合わせください

船橋市 地域子育て支援課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話 047-436-2319
FAX 047-436-3416